


Ver. 1.3

カーボン・オフセット認証制度に基づく
カーボン・オフセット認証申請書

案件名	株式会社トノハタの梅干商品カーボンオフセット企画 ＜②ギフト向け商材 秀逸 南高梅シリーズ＞
申請(事業)者名	株式会社トノハタ




申請日 2009 年 7 月 23 日

A：案件の概要

申請案件名

案件名 ^{※1}	株式会社トノハタの梅干商品カーボンオフセット企画 ＜②ギフト向け商材 秀逸 南高梅シリーズ＞
認証単位の要件への合致状況 ^{※1}	<p><input type="checkbox"/>同一性条件</p> <p><u>バウンダリー設定</u></p> <p>すべての対象商品(日本の紀州産ウメ使用)において、梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流までと定義する。この背景となる考え方は、「トノハタの責任範囲」とトノハタが考える範囲。容器包装や食品添加物についても間接排出量としての評価を行う。</p> <p>具体的には以下のとおりです</p> <p>【梅の栽培～一次加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料施肥に伴うNO2排出量 ・梅農家の農作業のための自動車からのCO2排出量 ・梅農家での梅干し一次加工用塩製造の間接CO2排出量 <p>【梅干商品二次加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場や関連施設での自動車からのCO2排出量 ・工場や関連施設での電力・燃料消費からのCO2 ・プラスチック系容器包装からの間接CO2 ・紙包装からの間接CO2 ・食品添加物からの間接CO2 <p>【商品輸送】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸先までのトラック物流からのCO2排出量 <p><u>対象商品【添付資料1参照】</u></p> <p>梅干商品の4種類を対象。同質性は高い。</p> <p>②ギフト向け商材 秀逸 南高梅シリーズ(平均 3800 円。年間 個の販売を想定) 既認証案件ではない。</p> <p>(製造工程)</p> <p>原料準備→洗浄・選別→脱塩(+殺菌)→検査(脱塩梅)→調味液調合→検査(調味液)→調味液浸漬→検査(浸漬梅)→漬け上げ→液きり→選別・異物除去→パック詰め・計量→重量チェック→目視検品→ふた→シール→X線異物検出機→ラベリング・印字→目視検品(ラベル・印字)→梱包→出荷</p>

案件の概要 ※2		株式会社トノハタの梅干商品に関して(日本・紀州産)、梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流まで「トノハタの責任分」と考え、その段階の直接並びに間接CO2排出量計算に基づき、その分のカーボンオフセット費用を(株)トノハタが負担し、当該商品にその旨を表示する。 梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流までにわたるCO2排出量計算やカーボンオフセットの手続きは、株式会社 PEAR カーボンオフセット・イニシアティブに委託する。事前オフセットを行い、想定範囲を超えた場合には、追加分製造時にその分のオフセットを行う。	
対象期間 ※3		<input checked="" type="checkbox"/> 認証決定日～ <input type="checkbox"/> 年 月 日～	<input checked="" type="checkbox"/> ～認証決定日翌年の月末日 <input type="checkbox"/> ～ 年 月の月末日 <input type="checkbox"/> ～ 年 月 日
申請者名 ※4			
申請(事業)者名 (フリガナ)	株式会社トノハタ (カブシキガイシャ トノハタ)		
住所	和歌山県日高郡みなべ町西岩代 195-1		
代表者氏名	殿畑 雅敏	担当者氏名	殿畑雅敏
担当者所属		担当者役職	代表取締役社長
担当者 E-mail	m-tonohata@tonohata.co.jp	担当者電話番号	090-5369-7591
申請代行事業者名 ※5			
事業者名 (フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
カーボン・オフセット種別 <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入願います。			
認証区分	<input checked="" type="checkbox"/> I-1 商品使用・サービス利用オフセット <input type="checkbox"/> I-2 会議・イベント開催オフセット <input type="checkbox"/> I-3 自己活動オフセット <input type="checkbox"/> II 自己活動オフセット支援		
認証のタイミング	<input type="checkbox"/> 事前認証時及び事後確認時 <input checked="" type="checkbox"/> 事後認証時		
カーボン・オフセットの主体(帰属先)※6	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 申請者の提供する商品・サービス等の購入者		

	<input type="checkbox"/> 申請者の主催する会議・イベント等への参加者 <input type="checkbox"/> その他 ()		
オフセット・プロバイダー <input type="checkbox"/> のうち、該当箇所に☑を記入願います。			
プロバイダー利用	<input type="checkbox"/> あんしんプロバイダー制度参加者のプロバイダーを利用する。 <input checked="" type="checkbox"/> あんしんプロバイダー制度参加者以外のプロバイダーを利用する。 <input type="checkbox"/> プロバイダーは利用しない。		
事業者名(フリガナ)	株式会社 PEAR カーボンオフセット・イニシアティブ (カブシキガイシャ ペア カーボンオフセット・イニシアティブ)		
住所	〒104-0045 東京都中央区築地 1-10-11 RATIO 1002		
代表者氏名	松尾 直樹	担当者氏名	同左
担当者所属		担当者役職	代表取締役
担当者 E-mail	n_matsuo@pear-carbon-offset.org	担当者電話番号	090-9806-0723
使用予定のラベル			
ラベルの使用目的	当該商品の購入者へのリマークと関心付け		
使用方法	・量販向け・・・ラベルに印刷 ・ギフト向け・・・ラベルを作成して、商品の中身又は化粧箱に添付		
ラベルの大きさ	<input checked="" type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 小		
ラベルのデザイン	<input type="checkbox"/> 枠なし・白抜き <input checked="" type="checkbox"/> 抜き (認証ラベル③)		
ラベルの色	<input type="checkbox"/> ゴールド <input checked="" type="checkbox"/> 緑 (DIC2549) <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> その他 ()		
印刷する素材	ミラーコート紙		

※1: 申請案件名は、認証委員会により変更されることがある。実施規則第 14 条にある認証単位の要件を満たしていることを証明し、複数である場合には案件数を記入すること

※2: 申請(事業)者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。

※3: 対象期間は、最長でも認証日以降認証決定日翌年の月末日までとする。

※4: 申請代行業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。また、申請代行業者と申請(事業)者との間で交わされた業務代行に係る契約を添付すること。

※5: 申請案件に係る関係者の役割分担が分かる図などを添付すること。

※6: 「カーボン・オフセットを行ったと主張できる者」を意味する。

B：カーボン・オフセットの概要	
排出量の認識	
排出量算定主体	株式会社 PEAR カーボンオフセット・イニシアティブ
適格検証機関利用の有無	<input type="checkbox"/> あり(機関名:) <input checked="" type="checkbox"/> なし
計実区分	<input checked="" type="checkbox"/> 推計値 (保守性を確保するための対策) 註: 活動量(商品の生産個数)は実績値を利用. 原単位計算は昨年の実績値等を用いて推計. 計算における保守性などの考え方は算定方法を記した別資料を参照【添付資料2参照】(註: オフセットにおいてはさらに10%弱の保守性を考慮している) 容器包装, 食品添加物利用に伴う間接排出量に関しても, 業界の標準的手法や産業連関表を用いた評価(+輸送用CO ₂ 評価)も行っている. <input type="checkbox"/> 実績値
①算定範囲(バウンダリ)	梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流まで: 詳細は「 <u>認証単位の要件への合致状況</u> 」の表並びに、別添の報告書参照してください。 1. <u>梅の栽培 [梅農家への委託]</u> ・CO ₂ 吸収量: 梅の木による炭素固定効果 ・N ₂ O排出量: 窒素肥料の施肥によるN ₂ Oの直接/間接排出 ・CO ₂ 排出量: 梅農家の農作業に要する自動車利用 ・CO ₂ 排出量: 梅農家で一次加工梅干製造用の塩の間接排出 2. <u>梅干しへの加工 [トノハタ本社工場]</u> ・CO ₂ 排出量: 工場における自動車利用 ・CO ₂ 排出量: 工場における各種エネルギー消費 ・CO ₂ 排出量: パッケージ容器等製造等に要する間接エネルギー消費 ・CO ₂ 排出量: 添加物製造輸送に要する間接CO ₂ 排出 3. <u>顧客までの輸送</u> ・CO ₂ 排出量: 輸送に関するエネルギー利用
②排出量の算定方法	【算定レベル】 <u>レベル 2</u> (設定理由) 原単位 に関しては, 基本的にはトノハタの前年度の活動実績をベースに計算を行った. その考え方は, 商品によって異なる容器包装部分と, 共通のその他の部

	<p>分を分離し、個別に評価を行った。加えて、容器包装および食品添加物の製造・輸送や、エネルギーの排出係数に関しては、各種信頼できるデータ(業界標準値, 3EID によるデータベースや納入業者からの交通に関する燃料消費データ)を利用している。</p> <p>活動量=商品生産量は、想定計画値をベースとし、販売前にオフセットを行う。乖離が想定計画値をオーバーすることになった場合には、それを補正・オフセットした上で(オフセット手続き後に)販売するが、全体の 10%弱におよぶかなり多めのマージンをとっている(保守性のマージンなどは後述)。</p> <p>【算定式】</p> <p>計算方法は別資料参照。</p> <p>トノハタ全体の活動量推計をベースに行った(トノハタの商品は日本の紀州産と中国産の梅を利用したものがあるが、対象は日本紀州産に限定している)。</p> <p>議論を呼ぶ可能性のある梅の木における炭素吸収固定効果や土地利用変化に伴うCO₂排出に関しては、数十年にわたって定常的な経営が行われているということで、算入していない(大きさ評価は行った)。</p> <p>【活動量・排出係数とその根拠等】</p> <p>排出係数の計算方法や根拠は別資料参照(昨年の実績に基づく)。</p> <p>活動量に関しては、販売計画による。</p>
<p>③オフセット量の設定</p>	<p>考え方は、トノハタが消費者に対して責任を有する範囲を「梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流まで」と規定し、その排出量 100%をオフセットの対象とする。</p> <p>計算方法は別資料参照。なお、保守性と生産量が計画値をオーバーする可能性を考えたファクターを約 10%としている。それでも実績値がそれ以上になった場合には、その部分をオフセットした上で販売する。なお、それ以外に個々の計算時にも保守性は考慮されている。</p>
<p>④算定範囲及び算定排出量についての情報提供(認証区分Ⅱのみ)</p>	<p>該当しない</p>
<p>削減努力の実施</p>	
<p>計実区分</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 計画</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 実績</p>
<p>①申請者自身の排出量の削減取組^{※2}</p>	<p>弊社は、温対法・省エネ法・自治体の条例・での取り組みは求められていません。また、温対法の事業者NOは自動的に採番されたもので、取り組みは求められていません。</p> <p>(自主取り組み)</p> <p>・事務所の冷房温度を27度以上とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の暖房温度を20度以下とする。 ・作業者がいない部屋はこまめに消灯をする。
②区分ごとの対象に係る排出量の削減取組（認証区分Ⅰのみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊機器（電気透析機、減圧濃縮機、中空糸ろ過膜精密濾過機）を駆使して、環境負荷の大きい調味残渣を再生し、再利用することによりCO₂排出量を削減しています。 ・活性汚泥法による排水処理ですと、汚泥が出て環境負荷が大きいですが、弊社は「汚泥」の出ない「アースラブ方式」を採用しています。 <p>（今後の新規計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梅の木をチップ・ペレット化し、専用ボイラーにて燃料とすることにより従来のボイラーで使用している重油使用量を削減する ・工場の照明のLED化により消費電力の削減を進める ・太陽光温水器を設置して灯油の使用量を削減する
③消費者等に対する排出量の削減努力の促進に関する取組（認証区分Ⅰ-1、Ⅰ-2、Ⅱのみ）	<p>Webを通じた広報活動。</p> <p>梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階（卸先）への物流までのCO₂およびGHG排出量レポートをアップすることで、カーボンオフセットの根拠の説明責任を果たすと同時に、食への関心事項の中にCO₂排出量への関心も喚起する。</p>
クレジットの調達等および排出量の埋め合わせ	
①クレジット種別と無効化の方法※ ³	<p>【無効化日】 2009年 6月 22日 （日本の取消口座への移転完了日）</p> <p>トランザクション番号： JP-00000-00000-01184</p> <p><input type="checkbox"/> 京都クレジット（償却）（種類： ）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 京都クレジット（取消）（種類： CER）</p> <p><input type="checkbox"/> オフセット・クレジット（J-VER）</p> <p><input type="checkbox"/> JVETSの排出枠</p>
②クレジットの調達（無効化）に係る契約	<p>PEARはすでに対象となる36トン分のCERsを保有し、実際に無効化に至る手続きを行った【添付資料3参照】。</p>
③オフセットに用いるクレジット量	<p><u>36 トン</u></p> <p>販売計画に基づく事前評価では、 トンとなります。保守性や想定外の生産の可能性を考慮し36トンオフセットすることとしました。万一販売計画を上回った場合、追加でオフセットした上で販売します。</p>
④クレジットの詳細情報※ ⁴ （認証基準P18②）	<p>クレジットのもととなるCDMプロジェクトの情報に関しては下記参照： http://www.pear-carbon-offset.org/project/04.html</p> <p>CER IN-000-000-036-219-959～IN-000-000-036-220-148 190 ton</p>

- ・品質検査により発生する使用済み薬品等は、分別保管の上、定期的に処理業者に処理委託をしています。
- ・事務所の冷房温度を27度以上としています。
- ・事務所の暖房温度を20度以下としています。
- ・作業者がいない部屋はこまめに消灯をしています。

【Web を通じた広報活動】

梅の栽培・一次加工・二次加工・流通段階(卸先)への物流までの CO₂ および GHG 排出量レポートをアップすることで、カーボンオフセットの根拠の説明責任を果たすと同時に、食への関心事項の中に CO₂ 排出量への関心も喚起する。

<オフセットの対象(範囲)>

この紀州産南高梅は、梅の栽培・一次加工・二次加工、容器、配送までの直接的、間接的な CO₂ 換算の温室効果ガスを算定し、それをすべてオフセットしています。

<算定量・算定方法>

算定方法ガイドラインに則り、トノハタの梅干生産に必要な直接および間接の CO₂ 排出量を、保守的な方法で原則として積み上げ方式で推計したものです。

・ギフト向け商品平均700g入を [] パックの場合は以下のとおりです。

梅干 700 g : 栽培～一次加工 223.3 g

二次加工 174.3 g

食品添加物 74.2 g

容器包装 : PP 容器 624 g

化粧箱 114 g

掛紙 (スリーブ) 13 g

流通 : 配送用トラック 69.7 g

合計 : 商品 1 パックあたり CO₂ 排出量 = 1292.5 g

販売計画 = [] パック

∴ 1292.5 g × [] ÷ 1000000 = [] トン

	<p><クレジットタイプの説明> 京都クレジット(CER)</p> <p><クレジットの調達状況(調達期限・通知方法)> すでに36トン分を調達、オフセット手続きを実施いたしました。</p> <p><プロジェクト情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト名: Project 0391: Indur 7.5 MW Non-Conventional Renewable Sources Biomass Power Project ・プロジェクト実施国・実施地域: インドの南東部農村地域 ・プロジェクトタイプ: バイオマス発電 ・プロジェクト概要: 農業をおこなうことによって発生する農業廃棄物(稲わらや、さとうきびの搾りかす)を燃料として発電を行っています ・プロジェクト期間: 排出権が発行される期間は10年間です ・プロジェクトの排出削減・吸収量: 35116トン/年(PDDより) <p><販売価格・その他支払いに関する事項></p> <p>販売価格: 平均3800円</p> <p>有効期限: 無し</p> <p>不良品のキャンセル対応: 商品に瑕疵がある場合のみ交換対応</p> <p>引渡し時期: 年間随時</p> <p>送料: 梱トノハタ負担</p> <p>支払い方法: 取引基本契約に準拠</p> <p>返品期限: 買取のため商品に瑕疵が無い限り返品不可ですが、季節商材のため、一部返品あり。</p> <p>返品送料: 梱トノハタ負担</p> <p><カーボン・オフセットを行ったと主張できる主体></p> <p>株式会社トノハタ</p>
--	--

※1: 適格検証機関とは、申請時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている機関を指す。

※2: 既存の法的枠組での取組状況のほか、認証区分1-3の場合、申請者が環境マネジメントシステムの認証を受けている又は構築していること、又は対象活動範囲外における削減取組以外に排出量の削減効果のある何らかの取組を実施していること、のいずれかを示すこと。

※3: 無効化日については、事前認証・事後確認の際には記載しなくともよい。

※4: クレジットと用途の対応関係が管理されている帳簿等の写しを添付すること。

※5: 情報提供ガイドラインにおいて求められる内容を記載した情報提供用の包装、チラシ、ホームページ等の案を添付すること。また、オフセットを行ったと主張する主体についても記載すること。

※6: 情報提供ガイドラインに沿ったものとする。

C : その他

<p>案件に関連する許認可・合法性の証明 ※1</p>	<p>食品衛生事務処理要綱第15条の規定により、和歌山県保健所に対し、「営業開始届出書」を提出しています。(資料添付)</p> <p>届出制ですので、所轄の保健所による定期的立ち入り検査等はありませんが、梅干を加工販売する際に遵守しなければならない法律は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(厚生労働省) ・JAS法(農林水産省) ・計量法(経済産業省) ・景品表示法(公正取引委員会) ・薬事法(厚生労働省) ・健康増進法(厚生労働省)
<p>案件に関連する環境対策の内容、環境性能 ※1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に則り、工場廃水に関して自社で処理を実施しています。 ・容器リサイクル法にのっとり、適正に処理しています。 ・廃棄物処理法に則り「マニフェスト保管」の上、適正に処理しています。 ・食品リサイクル法に則り発生抑制と再生利用に努めながら適正に処理しています。 <p>・弊社工場では、大きな騒音を発する装置、振動を発する装置は使用しておらず、又廃棄物は全て以下のとおり処理されていて、自社での焼却は行っていないので、悪臭・大気・廃棄物についても問題はありません。</p> <p>廃棄物(ビニール類): 産業廃棄物業者引取り 廃棄物(植物残渣): 産業廃棄物業者引取り 廃棄物(木類): 産業廃棄物業者引取り 廃棄物(鉄等): 業者引取り 廃棄物(試験検査薬): 指定業者引取り</p>
<p>案件に関連する関係者の状況 ※1</p>	<p>なし</p>

※1:法令等によって実施が求められていない場合は省略可。

D：手数料計算

審査料、認証等使用料	
審査料・更新審査料（案件/年）	84,000 円（税抜 80,000 円）
認証等使用料（案件/年） 認証等使用料は 1,000 円未満切捨て 認証等使用料の上限額は 2,000,000 円とする。	（対象売上高×0.1%） 売上高計画額 _____ 認証等使用料 _____
特定審査料割増 ^{※1} （案件/年） ①あんしんプロバイダー制度参加者を利用しない、かつ② J-VER 登録簿を用いて無効化しない場合は加算すること	<input type="checkbox"/> +178,500 円（税抜 170,000 円）
事前認証・事後確認型利用割増（案件/年）	<input type="checkbox"/> +210,000 円（税抜 200,000 円）
適格検証機関利用割引 ^{※2} （案件/年）	<input type="checkbox"/> -21,000 円（税抜 20,000 円）
算定支援サイト ^{※3} 確認割増（サイト/年）	<input type="checkbox"/> +157,500 円（税抜 150,000 円）
小計	_____
登録料	
年間登録料（参加者/年） 初回登録または更新の場合加算すること	<input type="checkbox"/> 157,500 円（税抜 150,000 円） 既登録の場合、登録番号と登録期限 _____
新規登録料（参加者） 初回登録の場合のみ加算すること	<input type="checkbox"/> 105,000 円（税抜 100,000 円）
小計	_____ 0 円
総計	_____

- ※1 特定認証料割増とは、①あんしんプロバイダー制度参加者を利用しない、かつ②J-VER 登録簿を用いて無効化しない場合の割増認証料
- ※2 当面の間、適格検証機関は、申請時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている機関を指す。
- ※3 算定支援サイトとは、インターネット等において、排出量算定を行う計算機能を付して、算定量に応じた、主に個人のカーボン・オフセットの取組を可能にしているサイトをいう。